

事務所通信

平成24年新春号

新年、あけましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

■ まず、平成23年度の税制改正で、昨年12月に確定したものは、次のとおりです。

1. 法人税率の引き下げ

まず、法人税の税率が、引き下げられます。平成24年4月1日以後開始の決算から適用になります。

現行： 30%

改正： 25.5%

資本金が1億円以下である法人の、年800万円以下の部分の法人税率も、引き下げられます。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する決算から、適用になります。

現行： 18%

改正： 15%

2. 減価償却制度について

減価償却制度について、定率法の償却率が変更になります。平成24年4月1日以後に取得するものから適用になります。

現行： 定額法償却率の2.5倍

改正： 定額法償却率の2.0倍

この改正により、例えば耐用年数10年の設備を取得して業務に使った場合、1年目に取得価額の25%を償却できますが、今後は20%の償却しかできないこととなります。

3. 欠損金（税務上の赤字）の繰越控除について

欠損金（税務上の赤字）の繰越控除は、企業がある決算期に計上した赤字を翌期以降に繰り越して、黒字と相殺できる制度です。

今回、

① 控除限度額

② 赤字の繰り越せる期間

について改正となります。平成24年4月1日以後開始の決算から適用になります。

① 控除限度額

現行： 繰越控除をする決算期の繰越控除前の所得の100%

改正： 資本金1億円を超える青色申告法人については、繰越控除をする決算期の繰越控除前の所得の80%

② 赤字の繰り越せる期間

現行： 7年

改正： 9年

ただし、欠損金の生じた決算期の帳簿書類等の保存が条件となります。

資本金が1億円以下の青色申告法人は、これまでどおり黒字をすべて相殺できる制度が継続されます。

4. 更正の請求期間について

更正の請求期間、課税庁が増額更正できる期間が、延期されます。

現行：更正の請求期間は1年。課税庁が増額更正できる期間は3年

改正：更正の請求期間、課税庁が増額更正できる期間ともに5年

■ 次に、平成23年11月に確定した復興増税です。

1. 復興特別所得税

平成25年1月から25年間、所得税額の2、1%です。

2. 復興特別法人税

平成24年度から3年間、法人税額の10%です。

復興特別法人税は、法人税率の引き下げと同時に実施されます。

3. 個人住民税の均等割

平成26年6月から10年間、年間1,000円の増税となります。

■ 最後に、平成24年度税制改正大綱（改正案）の主なものです。

1. 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。平成25年分以後の所得税から適用になります。

また、給与所得控除の「実額控除」の範囲が拡大され、計算方法も見直しされます。

2. 役員退職手当の課税方法の見直し

役員退職手当の課税のうち、役員として勤続年数が5年以下の者について、課税強化されます。平成24年分以後の所得税から適用になります。

現行： (役員退職手当の金額－退職所得控除額) × 1 / 2

改正案： (役員退職手当の金額－退職所得控除額)

今回の改正案の、役員退職手当の「役員」とは、株式会社の役員のほかに、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員も、役員に含まれることとなっています。

3. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、少額減価償却資産（その年度での取得価額の合計が300万円まで）の経費処理が、2年間延長となります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく平成26年3月31日までに取得して業務に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでを限度とされます。

4. 中小企業投資促進税制の2年間の延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、機械等を取得して業務に使用したとき、特別償却か、法人税（個人事業者では所得税）からの税額控除制度が、2年間延長となります。

これにより、所定の機械等を決算期に関係なく、平成26年3月31日までに取得して業務に使用したとき、特別償却か、法人税（個人事業者では所得税）からの税額控除を受けることができます。

対象となる「所定の機械等」とは、下記のものであります。

- ① 機械装置で、一台（一組）の取得価額が160万円以上のもの
- ② 一定の条件を満たす電子計算機・デジタル複合機で、一台（一組）の取得価額が120万円以上のもの
- ③ ソフトウェアで、1点の取得価額が70万円以上のもの

資本金が3,000万円を超える法人は、特別償却のみの適用で、法人税からの税額控除の適用を受けることはできません。

5. 中小企業の交際費の損金算入の2年間の延長

資本金が1億円以下の法人の交際費について、年間600万円か、使った交際費の額のどちらか少ない金額の90%が、損金に算入されます。

この制度が、2年間延長となります。

6. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除、 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除

個人が所有する居住用財産で、借入金がある場合に、その居住用財産を買換えた場合や、売った場合でその借入金を全額返済できなかったときには、その居住用財産の譲渡損失の金額は、その年分の他の所得の金額から控除されます。

また、それでも、その年分の他の所得の金額から控除しきれない場合には、翌年以降3年間控除することができます。

この制度が、2年間延長となります。

7. 国外財産調書の提出の義務化

日本に居住する個人が、合計5,000万円を超える国外財産を所有する場合には、翌年の3月15日までに、所定の記載をした調書を税務署に提出しなければならないこととなります。

また、未提出の場合には、罰則規定が設けられます。